

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その翌日)

条例第二条の規定により告示する。

昭和四十五年十一月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高 崎 正 幸

昭和四十五年鳥取県工業統計調査要綱

正

目次

◆告 示 昭和四十五年鳥取県工業統計調査要綱

健康保険法による保険医療機関等の指定

健康保険法による保険医の登録

土地改良区の設立の認可

新たに行なおうとする土地改良事業の認可

道路の位置の指定

◆教委規則 鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

◆公 告 高圧ガス販売主任者試験の実施

◆正 訂 昭和四十五年十一月鳥取県選舉管理委員会告示第四十二号及び第四十三号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百三十二号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、昭和四十五年鳥取県工業統計調査を次の要綱により行なうので、同

- 2 知事が別に定める方法で抽出した事業所については、次のとおりとする。
 - 1 従業者が四人から十九人までの事業所については、次のとおりとする。
 - 1 従業者が四人から十九人までの事業所については、次のとおりとする。
 - 1 事業所の名称
 - 2 事業所の所在地
 - 3 経営組織
 - 4 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の額
 - 5 有形固定資産の現在高等

この調査は、昭和四十五年における県内の製造業の実態を把握し、県

民所得統計及び県行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、日本標準産業分類による大分類F「製造業」に属する事業所で、通商産業大臣が行なう工業統計調査の対象となるもののうち、従業者が四人から十九人までのもの及び知事が別に定める方法で抽出したものについて行なう。

三 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

- 1 従業者が四人から十九人までの事業所については、次のとおりとする。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地

経営組織

製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛け品の額

有形固定資産の現在高等

- (1) 事業所の名称
(2) 事業所の所在地
(3) 経営組織

(4) 製造品の出荷額等及びそのうち県外取引額

(5) 転売品の仕入額及び販売額並びにそのうち県外取引額

(6) 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の額

(7) 営業経費及びそのうち県外取引額

(8) 有形固定資産の現在高並びに有形固定資産の取得額及び建設仮勘定のうち県外取引額

四 調査の期日

この調査は、昭和四十五年十二月三十一日現在によつて行なう。

五 調査の方法

この調査は、通商産業大臣が行なう工業統計調査に付帯して行なうものとし、調査員が配付する調査票に申告者が所定事項を記入する方法で行なう。

六 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、調査対象の所在する市町村の長を経由して昭和四十六年十二月末日までに知事に提出する。

七 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後公表する。

鳥取県告示第百七三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十五年十一月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

| 名 称 | 所 在 地 | 診療科名 | 開設者名 | 指 定 年 月 日 |
|-----------|-----------------|--------|---------------|--------------|
| 鳥取生協病院 | 鳥取市西品治八二九の二七 | 内科、小児 | 鳥取勤労者医療生活協同組合 | 昭和四十五年十月二十八日 |
| 附屬大森生協診療所 | 鳥取市湖山町三八五五の三〇 | 科胃腸科、外 | 井崎成彦 | 昭和四十五年十月十六日 |
| 井崎胃腸科外科 | 鳥取市湖山町三八五五の三〇 | 科胃腸科、外 | 井崎成彦 | 昭和四十五年十月十六日 |
| 長田 医院 | 境港市佐斐神町一二三五 | 科産科、婦人 | 長田 昭夫 | 昭和四十五年十月二十日 |
| 足立 内科医院 | 境港市佐斐神町一二四七 | 科内科、小兒 | 足立 光三 | 昭和四十五年十月二十日 |
| だいせん薬局 | 一米子市皆生一七五〇の五六 | 科内科、小兒 | 長田 昭夫 | 昭和四十五年十月二十日 |
| 那岐 診療所 | 八頭郡智頭町大字大背一二〇の八 | 科内科、小兒 | 足立 光三 | 昭和四十五年十月二十日 |
| 山口 歯科医院 | 米子市錦町三丁目九〇の八 | 全科 | 遠藤 順三 | 昭和四十五年十月二十五日 |
| 歯科 | | | 山口 富雄 | 昭和四十五年十月一日 |

鳥取県告示第七百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

00818

昭和四十五年十一月十日

鳥取県知事職務代理者

| | | | |
|------|--------------------|-----------|-------------|
| 氏名 | 住所 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 江口茂雄 | 鳥取市中町四二番地 中野久子方 | 鳥医第一五五五号 | 昭和四十五年十月二十日 |

鳥取県告示第七百三十五号

米子市日下五百七十一番地山崎謙一ほか六十八人の者から設立認可申請のあつた佐陀川右岸土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十条第一項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

鳥取県告示第七百三十六号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（赤池地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十月三十一日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

鳥取県告示第七百三十七号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（長瀬地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十月三十一日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十五年十一月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

鳥取県告示第七百三十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年十月三十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十五年十一月十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 高崎正幸

| | | |
|-----------|---------------------|-------------------|
| 申請人の住 | 道 路 の 位 置 の 指 定 場 所 | 道 路 の 幅 員 及 び 延 長 |
| 申 及 び 氏 名 | 鳥取市田園町三丁目一六一 | 幅員 六・〇メートル |

| | | |
|----------------|------------------|---------------|
| 代表取締役 坂本太郎吉 | 西日本羊毛株式会社 | 延長 一四八・〇メートル五 |
| | 鳥取市湖山町字八町田一四八の一部 | |

教育委員會規則

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年十一月十日

鳥取県教育委員会委員長 小田 大吉

鳥取県教育委員会規則第十号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一

別表中

改
め
る

附則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、昭和45年度第2回の高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和45年11月10日

事職務代理者
鳥取県副知事 高崎正幸

| 専攻科 | | | | 全日制課程 | | | | 境水產高等学校 | |
|-------------|-----|-------------|-------|-------|-----|-------|--|-------------|--|
| 機 閥 科 | 漁業科 | 機 閥 科 | 無線通信科 | 水產製造科 | 漁業科 | 食品製造科 | | 海洋科 | |
| " | " | " | " | " | " | " | | 境港市上道町二〇六番地 | |
| 四〇 | | 一二〇 | 一二〇 | 八〇 | 八〇 | 四〇 | | 四〇 | |

5 昭和45年11月10日 火曜日 鳥取県公報

1 試験の種類、科目及び時間

| 試験の種類 | 試験の科目 | 時 間 |
|-----------------------------|------------------------------|--------------|
| 第2種販売主任者免状 に係る試験 | 高圧ガス取締法に係る法令 液化石油ガス法に係る法令 | 午前 9時30分から正午 |
| 液化石油ガスの販売に必要な 通常の保安管理の技術 | まで | |

試験の期日及び場所

- ### (1) 試験の期日

昭和45年12月6日(日曜日)

(2) 試験の場所

倉吉市

3 受験の手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地
鳥取県商工労働部商工振興課
に提出すること。

(1) 受驗願書
(2) 履歷書

受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県立Pガス協会に備え付けてある既定の用紙を使用すること。

(3)

手形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面半身像のものを頒書にはり付けること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

第2種販売主任者免状に係る試験 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。

七
易口訣

昭和45年11月10日から昭和45年11月16日まで
受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

正記

昭和四十五年十一月鳥取県選舉管理委員会告示第四十二号及び第四十三号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

一 頁
選舉 誤
選舉 正